

平成 28 年 2 月 5 日

公営企業会計適用の取組状況

(調査日：平成 27 年 10 月 1 日)

このたび、平成 27 年 10 月 1 日時点における公営企業会計適用の取組状況について調査し、その結果を取りまとめましたので公表いたします。

- 3 万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業で 79.0%、簡易水道事業で 80.3%となっている。
- 3 万人未満の団体も含む全地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業で 47.4%、簡易水道事業で 52.6%となっている。

総務省では、「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付総務大臣通知）等において、地方公営企業法の財務規定等を適用していない公営企業について、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で「集中取組期間」とし、公営企業会計へ移行することを要請しているところです。

特に、下水道事業及び簡易水道事業については、「重点事業」と位置づけ、都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村等については、集中取組期間内に移行することが必要であることとしています。

○ 公営企業会計適用の取組状況〔3 万人以上の団体〕

(単位：団体)

	下水道事業 団体数(構成比)	簡易水道事業 団体数(構成比)
① 適用済	251 (30.8%)	103 (32.8%)
② 適用に取組中	394 (48.3%)	149 (47.5%)
小計(①+②)	645 (79.0%)	252 (80.3%)
③ 検討中	156 (19.1%)	50 (15.9%)
④ 検討未着手	15 (1.8%)	12 (3.8%)
合計	816 (100.0%)	314 (100.0%)
(参考) 合計(その他含む)	820	319

※下水道事業は、公共下水道（特定公共下水及び特定環境公共下水を含む）及び流域下水道に限る

※下水道事業については、一団体が複数事業がある場合、取組が最も進んでいる事業を団体の取組状況として整理

※簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計。（例えば、H26.4.1以降、既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」としている。）

※「その他」は地方債の償還のみの事業、廃止予定事業等。

○ 公営企業会計適用の取組状況〔全団体〕

(単位:団体)

	下水道事業 団体数(構成比)	簡易水道事業 団体数(構成比)
① 適用済	303 (18.4%)	196 (21.9%)
② 適用に取組中	476 (29.0%)	274 (30.6%)
小計(①+②)	779 (47.4%)	470 (52.6%)
③ 検討中	433 (26.4%)	179 (20.0%)
④ 検討未着手	431 (26.2%)	245 (27.4%)
合計	1,643 (100.0%)	894 (100.0%)
(参考) 合計(その他含む)	1,652	906

※下水道事業については、一団体に複数事業がある場合、取組が最も進んでいる事業を団体の取組状況として整理。ただし、3万人以上の団体で、公共下水道事業(特定公共及び特定環境含む)及び流域下水道事業を実施している場合、当該事業の中で最も取組状況が進んでいる事業の回答を団体の回答とする。

※簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計。(例えば、H26.4.1以降、既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」としている。)

※「その他」は地方債の償還のみの事業、廃止予定事業等。

(連絡先)

自治財政局公営企業課

担当：藤原理事官、加藤、齋田

電話：03-5253-5634

FAX：03-5253-5640

E-mail：koueityousa@soumu.go.jp

公営企業会計の適用推進について

(参考) 平成28年1月26日
全国都道府県・指定都市公営企業
管理者会議 資料(抜粋)

公営企業会計の適用の推進について(要請) (平成27年1月27日付 総務大臣通知等)

- 平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする。
- 下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。
 - 人口3万人以上の団体について、期間内に公営企業会計へ移行(H32.4まで)。
下水道事業は、公共下水道・流域下水道について、期間内に移行することとし、集落排水・合併浄化槽についてもできる限り移行対象に含める。
 - 人口3万人未満の団体についても、できる限り移行。
※その他の事業については、団体の実情に応じて移行を推進。
- 移行経費に対する地方財政措置
 - ・公営企業債(充当率100%)
 - ・元利償還金に対して普通交付税措置(下水道事業及び簡易水道事業)

公営企業会計適用の取組状況(H27.10.1現在)

人口3万人以上の市町村等

- 3万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業で79.0%(61.0%)、簡易水道事業で80.3%(71.3%)となっている。
- 「検討中」の団体は、下水道事業で19.1%(25.6%)、簡易水道事業で15.9%(16.3%)となっており、「検討に未着手」の団体は、下水道事業で1.8%(13.0%)、簡易水道事業で3.8%(12.2%)となっている。
 - * 下水道事業は、公共下水道事業(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を含む)及び流域下水道事業に限る
 - ** ()書きの数字は、H27.3.1時点調査の数値。ただし、H27.3.1時点調査の数値は、都道府県を除いている。

人口3万人未満も含む市町村等

- 3万人未満の団体も含む全地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業で47.4%(36.2%)、簡易水道事業で52.6%(47.0%)となっている。
- 「検討中」の団体は、下水道事業で26.4%(25.0%)、簡易水道事業で20.0%(15.9%)となっており、「検討に未着手」の団体は、下水道事業で26.2%(38.2%)、簡易水道事業で27.4%(35.6%)となっている。

公営企業会計の適用推進について

移行作業への早期着手について

- 公営企業会計への移行には、資産調査業務・財務会計等システムの開発業務等一定の作業量があり、標準的に3年から4年程度を要する。
- 人口3万人以上の地方公共団体について、公営企業会計を「適用済」、「適用に取組中」の団体数に「検討中」の団体のうち法適化関連経費の予算要求(28年度)を行っている(予定を含む)団体を含めた、実質的に公営企業会計の適用に取り組んでいる団体数は、下水道事業で約95%、簡易水道事業で約85%である。
- **「検討中」の団体で、予算要求をしていない団体や未だ「検討に未着手」の団体**におかれては、集中取組期間中に移行作業を完了するために、**早期に検討の結論を出し、平成28年度補正予算への計上等を含め、移行作業に取り組むことが望まれる。**

公営企業会計適用の推進について

- 各都道府県毎の法適化推進体制について
 - 総務省に各都道府県担当を設置するとともに、各都道府県においても法適化推進のための担当者を設置(平成27年11月30日付け総務省公営企業3課室長通知「公営企業会計の適用推進体制について」)。
 - 各都道府県におかれては、取組が進んでいない市町村について課題を把握するとともに、支援方策を検討し、個別に助言等を実施するなど、公営企業会計の適用推進に取り組むことが望まれる。
- (参考) 都道府県市町村担当課における取組例

 - ・ 各市町村から『適用推進リーダー』と各事業『担当者』を選出してもらい、『公営企業会計等適用推進担当者名簿』を作成。法適用推進に係る都道府県との連絡調整は『適用推進リーダー』を窓口として行い、上記名簿を共有。
 - ・ 各市町村に対する財政状況ヒアリング、起債ヒアリング等の際に併せて、公営企業会計の適用の進捗状況についてもヒアリングを実施。
- 総務省等の各種支援事業については以下のとおりであり、適宜、活用いただき、公営企業会計の適用推進に取り組んでいただきたい。
 - 地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業(平成28年度も実施予定)
 - 地方公共団体金融機構において、都道府県等が主催する市区町村を対象とした研修会等に専門家を派遣